

「足場工・防護工の施工計画の手引き(平成23年4月)」【正誤表】

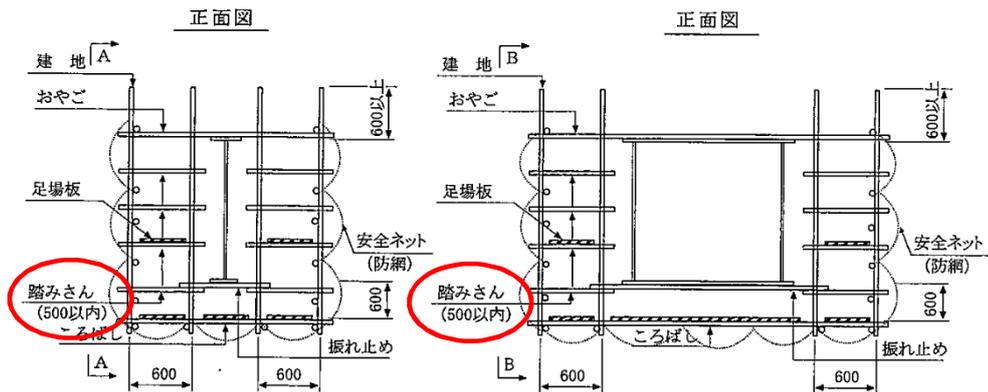
該当ページ：53ページの(2)部分作業床(ジョイント足場)の(a)、(b)正面図

内容：踏みさんの間隔(図中の囲み部)
 (誤) 500以内 → (正) 350以下

(2) 部分作業床 (ジョイント足場)

(a) I 桁

(b) 箱桁



【変更理由】

労働安全衛生規則 第527条の[解釈例規](昭和43年6月14日 安発100号)に(移動はしご)

3. 移動はしごの踏みさんは、25cm以上35cm以下の間隔で、かつ、等間隔に設けられていることが望ましいこと。

との記述があるため変更することとした。

該当ページ：115ページの(注2)に出典元(枠内)を追記。

$$T = 5,324 \text{ N} < T_a = 71,000 \text{ N} / 10^{(註2)} = 7,100 \text{ N/本} \quad \text{O.K}$$

(注2) 作業員が作業する箇所のワイヤロープの安全率は10とすること。 (労働安全衛生規則第562条)

該当ページ：136ページの安全率に出典元(枠内)を追記。

$$\text{安全率SF} = \frac{71 \times 10^3}{6,619} = 10.7 > 6 \quad (\text{労働安全衛生規則第562条})$$